

○ 鈴鹿工業高等専門学校外国人研究員等受入れ規則

平成 16 年 9 月 6 日
規則 第 69 号

最終改正平成 19 年 3 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校外国人研究員等受入れ規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外国人研究員等の受入れについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において外国人研究員等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 日本学術振興会、国際協力基金、国際協力機構等公的機関が招へいた外国人で研究に従事する者。
- (2) 外国政府等の派遣による外国人で研究に従事する者。
- (3) その他校長が受入れを適当と認める外国人で研究に従事する者。

(申請)

第 3 条 各学科長は、外国人研究員等を受入れようとする場合は、あらかじめ別記様式により校長に申請するものとする。

(受入れの決定)

第 4 条 校長は、前条の申請があったときは、運営会議の議を経て、受入れを許可する。

(待遇等)

第 5 条 外国人研究員等は、本校の教育研究に支障がない範囲内において、研究を遂行するために必要な本校の施設及び諸設備を利用することができる。

2 外国人研究員等は、本校の規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員等の受入れに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

年 月 日

校 長 殿

申請者 学科長
氏 名

下記のとおり外国人研究員等の受入れを申請します。

記

(フリガナ) 氏 名 生年月日・性別	
国 籍	
最 終 学 歴	
現 職	
受 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
受 入 教 員	氏名 職名
受入期間中の居所	
研 究 課 題	
具体的研究内容	